

No.	質問	回答	回答日
1	<p>必須事業について(提案事業)(公募要項1ページ 12行目)特養、小規模多機能の運営などを円滑にするため、提案事業として居宅介護支援・訪問介護、訪問看護などを検討し提案することは可能か。</p>	<p>公募要項に記載した必須事業に係る条件等は満たしたうえで、運営上支障がないことを前提として、ご提案頂くことは可能です。</p> <p>なお、例示頂いた居宅介護支援、訪問介護、訪問看護は補助対象事業ではないため、整備費と定期借地権設定一時金について、当該事業分は面積按分により補助対象外経費となるのでご注意ください。補助対象経費（令和5年度時点）は、整備費補助については本公募提出書類No.18「事業費按分表・内訳」、定期借地権設定一時金に対する補助については別添「補助額算出資料（東京都様式）」により試算できます。</p>	8月31日
2	<p>隣接道路と敷地の高低差が分かればご教示いただきたい。</p>	<p>旧建物解体後の現況図面はありませんが、解体工事における仮設計画図を参考にお示しします。西側道路と敷地の高低差は、図面中のX5断面図をご覧ください。</p> <p>ただし、解体工事の結果、現況の敷地内GLは図面時点より低くなっています。X5断面図では、塀天端から敷地内GLまで450mmとなっていますが、概ね100mm程度低くなっています。</p> <p>なお、公募要項P.3に記載のとおり、施設を建設する上で支障となる西側の既存塀（土留塀 ※フェンス含む）及び樹木は、事業者決定後に除却範囲を協議の上、区で除却工事を行います。工事車両の出入りに使用する部分は西側道路に擦り付けることで、車両進入経路は確保いたします。</p> <p>また、現地説明会でご案内した西側道路付近の地中残置物（コンクリート構造物）が除却工事において地上に露出する場合、地上部分は区が除却します。</p>	10月13日